

第2回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和6年6月28日（金）13時～14時
- 2 場 所 入間市役所 B棟 5階 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 濱川敦
委 員 浅見嘉之、平沼宏之、河村香代子、高梨雅樹、小林由利、押木正己
所管課 スポーツ推進課長 中林健、主幹 戸坂次郎、副主幹 青木里恵
事務局 デジタル行政推進課長 山本優、主査 佐々木雄基、主任 櫻木美智
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市地区体育施設等
- 6 議 事

議 題

- (1) 選定方法について
- (2) 募集要項、仕様書について
- (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：議題に入る前に事務局より、指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインの改訂内容について説明をお願いします。

事務局：「指定管理制度の導入及び運用に係るガイドライン【第8版】改訂概要」に基づき説明。

委員長：続いて選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に沿って、指定管理者の選定に係る公募・非公募の決定にあたっての基本的な考え方、当該施設の過去の選定の経緯等について説明。

委員長：最初に地区体育施設等の所管課であるスポーツ推進課の公募、非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：所管課としては、民間の専門性を活かした新たな提案が期待できることから、今回の指定管理者候補選定は公募により行いたいと考える。

委員長：事務局からの説明では原則公募となっており、所管課であるスポーツ推進課からも、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」との意見であったが委員の意見や質問をお願いしたい。

委 員：特になし。

委員長：他に意見がないようだが、地区体育施設等の選定方法については公募として決定してよいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では地区体育施設等の選定方法については公募として決定する。

(2) 募集要項、仕様書について

所管課より、募集要項(案)、業務仕様書(案)について資料に基づき説明があった後に、以下の質問、意見等があった。

委員長：地区体育施設等の募集要項(案)と業務仕様書(案)について、確認したいことや質疑はあるか。

委員：募集要項 18 ページの(5)審査項目一覧において、「3③自主事業の内容や収支計画」の審査項目と「7①収支計画」の審査項目があるが、3③で示す収支計画は自主事業における収支計画、7①で示す収支計画は指定管理業務全体の収支計画という理解で良いか。

所管課：お見込みの通りである。

委員：仕様書 11 ページに修繕費の支出が 1 件 130 万円以下を対象とすると記載があるが、130 万円としている理由はあるか。

所管課：修繕工事の委託契約で 130 万円とする規定があるためである。その規程を基に 130 万円としている。

委員長：130 万円を超えた修繕工事についてはどのように対応するのか。

所管課：市で実施を検討する。実施が決定した場合には、市で修繕工事の費用を支出することになる。

委員：募集要項に、登録団体間調整事務や登録団体等からの使用許可に伴う審査事務については、市から運営委員会に委託すると記載があるが、これらの業務を指定管理者の業務内容とすることは可能か。

所管課：運営委員会は、地区体育施設等の利用調整だけでなく学校開放の運営を行う等、地域に根差した形で活動することを目的とし組織しているところである。ついては、登録団体の利用調整等に関する業務については、地域住民との調整が必要なことから引き続き運営委員会に委託をお願いしたい。

委員：募集要項や仕様書から、次期指定管理者対しては自主事業の積極的な実施を求めていることが見て取れるが、これまでの指定管理者が実施してきた自主事業に対する評価や、今後どのような自主事業を期待するかといった所管課の見解について教えて欲しい。

所管課：これまで振興公社により実施されていた自主事業については、地域住民からも好評であり、現在も継続して実施している事業もあるが、全体的な自主事業の実施件数としては少ないと感じているところである。次期指定管理者には自主事業に重点を置いていただき、地区体育施設等の積極的な活用を提案いただきたい。

委員：募集要項等について、前回の募集時と変更した点があれば教えてほしい。

所管課：基本的には、昨年度指定管理者の募集を行った体育施設の募集要項等を参考に作成しているため、令和2年度に指定管理者を募集した際に提示した募集要項等からは若干変更があると思われる。主な変更点としては、審査項目の配点で自主事業や広報活動に重点を置いた点、指定管理料で人件費のベースアップ分を見込んだ点、今後体育施設と一体的に管理をするため、体育施設の指定管理期間と合わせるため4年間の指定管理期間とした点、が挙げられる。

委員長：他に質問がなければ、地区体育施設等の募集要項（案）と業務仕様書（案）の決定について、一部修正を検討すべき部分を除き、スポーツ推進課が示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。（委員全員）

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成した「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」について説明。

委員長：指定管理者候補選定委員会審査票（案）について、確認したいことや質疑はあるか。

委員：総合評価点の一番高い応募者が2者以上になった場合にはどのような対応とするか、もう一度説明いただきたい。

委員長：総合評価点が一番高い評価者が2者以上となった場合は、どちらを指定管理者候補として選出するか委員長に決してもらおうこととする。

委員長：他に質問がなければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

事務局：その他について、次回の日程について説明する。今後募集要項や仕様書等の配布、所管課による応募者に対する現地説明会、応募者からの申請、所管課とデジタル行政推進課による資格審査を経て、提案者によるプレゼンテーションを9月27日の次回選定委員会において実施する予定である。

次回委員会の開始時間及び終了時間については、応募団体数により変わるため、応募団体数が決まり次第、後日開催通知でお知らせをする。

以上